

上越市民生委員推薦会 次第

日時：令和元年 8 月 27 日（火）

午前 10 時から

場所：春日謙信交流館 第 1 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 協 議

(1) 一斉改選による民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について

5 閉 会

上越市民生委員推薦会委員名簿

根拠法令：民生委員法（第8条） ※選出区分（旧法第8条）

定 員：若干名（ただし各選出区分から2人以内） 現在員 7人（男性4人、女性3人）

任 期：3年（平成31年4月1日から令和4年3月31日）

選出区分	所属機関	職名	氏名	備考
1号 市町村の 議会の議員	上越市議会厚生常任委員 会	委員長	石田裕一	再任
2号 民生委員	上越市民生委員児童委員協 議会連合会	理事	板垣島美子	再任
3号 社会福祉 事業の実施 に関係のあ る者	社会福祉法人やまびこ 会 やまびこ	施設長	荒梅日出代	再任
4号 市町村の区 域を単位と する社会福 祉関係団体 の代表者	CAP・じょうえつ	代表	江村奈緒美	再任
5号 教育に関係 のある者		元教諭	歌川孝	新任
6号 関係行政 機関の職員	上越市	上越市社会 福祉事務所 長	大山仁	—
7号 学識経験の ある者	上越教育大学	教授	河合康	再任

民生委員推薦会委員について

〔民生委員法〕

- 第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
- 2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。
- 第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たつては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。
- 2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。
- 第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。
- 2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。
- 3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

〔民生委員法施行令〕

第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。

2 民生委員推薦会の委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が次の各号の一に該当する場合には、任期中であつても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。

一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。

第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。

第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。

第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。